

障害児(次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱にかかる分)

設置主体
工事区分
施設種別
定員

項目	基準	配点内訳(点)		(特非)近未来コミュニティ政策研究所
		創設等	修繕等	創設
				障害児
1. 優先整備項目(募集要項1)		40	75	25
利用者の安全を守るために整備	(1) 感染症対策整備(各項目ごとに加点) ・多床室の個室化 ・簡易陰圧装置や換気設備の設置工事 ・家族と利用者の面会を安全に実施するための整備・改修など	—	20	—
	(2) 耐震化整備	—	20	—
	(3) 水害対策強化整備	—	5	—
	(4) 非常用自家発電設備、外部給電設備改修、蓄電設備設置	5	5	5
	(5) 災害時に備えた給水設備の整備	5	5	0
	(6) 防犯対策及び安全対策のための整備(各項目ごとに加点) ・スプリンクラーの整備 ・アスペストの除去 ・ブロック塀の改修 ・非常用通報装置 ・防犯カメラの設置など	10	10	10
ニーズに沿った整備	(7) 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・保育所等訪問支援事業所の整備	10	—	10
	(8) 喜入・桜島地域においてサービスを提供する施設の整備	10	—	0
施設の利便性を高める整備	(9) 施設の利便性を高める整備(居室の拡大、居室の個室化、バリアフリー化、廊下幅の拡大など) ※定員数増のみの目的で整備をする場合は、障害福祉計画により、見込み量に達していない施設のみを対象とする。	—	10	—
2. 立地、地域交流		30	0	8
立地	(1) 中心市街地等の利用しやすい場所における整備か。	5	—	0
	(2) 災害危険区域でないなど安全性の高い場所における整備か。または、同区域内の場合、安全上及び避難上の対策を行っているか。	10	—	0
	(3) 公共交通機関の利便性が高いか。	5	—	3
地域交流	(4) 文化、教育に関連する施設の合築、併設や地域との交流を行うためのスペースの確保などの整備内容が含まれている。	5	—	5
地域内整備状況	(5) 地域内(本庁、各支所管轄ごと)の単位人口当たりの同種のサービス等の施設数が、他地域と比べて明らかに少ないものの整備	5	—	0
3. 環境配慮		10	0	10
環境配慮	(1) 環境に配慮した整備であるか。 ※施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用など積極的な活用を行うものであるか。 ※環境基本計画第4章4(1)「資源・エネルギーの有効利用に関する事項」のうち、施設に関する項目(太陽光など再生可能エネルギーの利用など)に該当するものであるか。 ※ゼロカーボン電力の導入 (画面の提出があるもの。それができない場合は見積書それにもより難い場合はパンフレット等で確認できること。また、原則として財産の処分制限期間中その設置を義務付ける。)	10	—	10
4. 運営内容		55	60	49
運営の方針	(1) 施設のコンセプト、障害福祉サービスの向上対策を行っているかなど。	5	5	5
サービス提供実績	(2) 過去2年間のサービス提供実績は、利用定員に対して一定の割合を満たしているか。	10	10	10
過去の補助金の実績	(3) 過去5年間に法人所管の施設で当該補助金の交付を受けた実績の有無	20	20	20
施設の維持管理実績	(4) これまで適切な時期に適切な修繕等を含めた整備が施されているか。	—	5	—
地域交流活動の実施	(5) 地域住民や家族との具体的な交流計画があるか。	5	5	5
法人の運営の安定性	(6) これまでの経営状況は良好か。 開所後の施設運営が償還等を含めて適切に計画できているか。	5	5	4
運営指導等における指摘	(7) 障害福祉サービス事業所等として過去5年間の運営指導における指摘事項がない。または改善がなされている。	10	10	5
得点合計(A)		135	135	92
配点合計(B)		—	—	135
得点率(A)/(B) ※最低得点率60%(81点)		—	—	68%
審査会順位		—	—	1

※審査会順位は1位とする。ただし、募集要項に記載の通り、本市児童相談所一時保護施設の整備が既に決定していることから、国への協議の提出にあたっては、本市としての優先順位は、児童相談所一時保護施設を1位、当該施設を2位とする。